

第 21 回大樹町農業委員会総会議事録

1 . 開催日時 令和 4 年 4 月 28 日 ( 木 ) 午後 1 時 30 分

2 . 場 所 大樹町役場委員会室

3 . 出席委員 14 名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明		
		5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男		
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4 . 欠席委員 2 名

3	猪飼 敬司	4	吉田 洋一	9	辻本 一夫
---	-------	---	-------	---	-------

5 . 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 13 号	農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第 3	議案第 14 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第 4	議案第 15 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 5	議案第 16 号	農地法第 4 条の規定による許可について
日程第 6	議案第 17 号	農地法第 5 条の規定による許可について
日程第 7	議案第 18 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 . 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7 . 閉会時間 午後 3 時 0 0 分

## 8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は14名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、</p> <p>第21回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、</p> <p>10番・向井 良治 委員、11番・富倉浩之を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、3月30日開催の第20回総会以降に行われまして業務等につきまして報告致します。</p> <p>1の会議関係では、4月17日、役場庁舎新築に伴う落成式が開催され、当委員会を代表して、会長が出席しております。</p> <p>18日、十勝農業委員会連合会総会などが帯広市のとかち館で開催され、会長と事務局長の私が出席しております。</p> <p>次に、19日、第1班 金曾班長以下委員5名と穀内会長において、 地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>翌20日には、第2班 富倉班長以下委員5名と穀内会長において、 地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>2地区の売買あっせんともに成立し、この後、議案において、皆様にご審議いただきます。</p> <p>25日には、第1班 金曾班長以下6名で、現地調査を行っております。</p> <p>案件は、 地区での給水施設建設など3件の農地転用です。</p> <p>転用申請のあった3件につきましては、この後、農地法第4条及び第5条で、議案としてご審議いただきます。</p> <p>次に2の、農地所有適格法人資格審査についてございますが、 地区の個人経営の農業者が法人化し、所有する農地をその新規法人に使用貸借するため、農地法第3条第1項の許可申請がございました。</p> <p>農地法第3条第1項の許可については、この後、議案にて、皆様にご審議いただきますが、農地所有適格法人の要件を満たしているかの審査については、</p>

<p>議長</p>	<p>借主が新規の法人の場合で経営者が町内で以前より農業を営む者である場合、事務局が総会前に行うことと定めがございますので、過日、確認を行っております。許可申請書及び関係する附属書類により審査した結果、対象のは、法人形態、事業計画、議決権、役員要件すべてにおいて、農地所有適格法人の要件を満たすための事業計画となっていると判断しました。詳細は添付している資料1のとおりとなっておりますので、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第13号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番から3番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第13号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかの場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約3件の通知がございました。</p> <p>つきまして、この合意解約につきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>

豊吉主幹	<p>農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番</p> <p>所在及び地番につきましては、 、登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であります。</p> <p>面積は <math>m^2</math>、貸付人は 氏、借受人は 氏であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日ともに3月25日であり、解約形態、解約事由は、契約形態変更による合意解約であります。</p> <p>申請番号2番</p> <p>所在及び地番につきましては、 の 他 筆、登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であります。</p> <p>面積は <math>m^2</math>、貸付人は 氏、借受人は であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日ともに4月1日であり、解約形態、解約事由は、あっせん売買による合意解約であります。</p> <p>申請番号3番</p> <p>所在及び地番につきましては、 の の 他 筆、登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であります。</p> <p>面積は <math>m^2</math>のうち <math>m^2</math>、貸付人は 氏、借受人は 氏であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日ともに4月11日であり、解約形態、解約事由は、一部転用による合意解約であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
片岡委員	<p>申請番号1番の契約形態の変更とありますが、具体的にどのような内容なのでしょうか。</p>
豊吉主幹	<p>貸主は、他の農地も賃借しており、他の契約期間を同じにしたいと要望がありましたので、契約期間を変更いたしました。</p>

議長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第13号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番から3番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第14号、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を議題といたします。

提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第14号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の提案説明申し上げます。

農業振興地域整備計画の変更につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律」にその定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案を策定し、農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております。

また、市町村は、農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了解を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっております。今回ご審議頂きます案件は、2件でございます。

申請内容は、 地区での従業員住宅建設に伴う除外が1件と  地区での給水施設建設に伴う除外が1件となっております。

<p>議長</p>	<p>その計画変更の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について説明させていただきます。</p> <p>大樹町農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外として、大樹町長から意見照会されている案件であります。</p> <p>申請番号1号 事業計画者は、 、土地の所在は であります。公簿地目は畑、面積は m<sup>2</sup>のうち m<sup>2</sup>であり、目的は農業者住宅を建設するための農用地からの除外であります。なお、現地調査は4月25日に第1班 金曾班長以下4名で行っております。</p> <p>申請番号2番 事業計画者は、 、土地の所在は 他 筆であります。公簿地目は畑、面積は m<sup>2</sup>のうち m<sup>2</sup>であり、目的は給水施設を建設するための農用地からの除外であります。 なお、現地調査は4月25日に第1班 金曾班長以下5名で行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。第1班班長、金曾浩文 委員から報告願います。</p>
<p>金曾委員</p>	<p>大樹町から意見照会された農用地区域の除外の2件について、第1班で現地調査を行いました。申請地は、施設などとの位置関係から他に代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認し、農用地区域から除外しても問題ないと判断しました。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第14号、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。

日程第4、議案第15号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を議題といたします。

提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。

農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。

農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否について審議いただくものであります。

今回審議いただく案件は、使用貸借による権利の設定の1件となっております。

つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

農地法第3条第1項の規定による許可について説明させていただきます。

申請番号1番

	<p>所在、地番につきましては、他筆、登記簿・現況地目につきましても、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、<math>m^2</math>のうち<math>m^2</math>であります。貸主は、氏、借主は、であります。経営面積は、<math>m^2</math>であり、法人化による使用貸借であります。本地区の担当委員は向井委員となっております。別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より地域調整報告を求めます。申請番号1番について、地区担当、委員より報告願います。</p> <p>申請番号1番につきまして、借主の希望による、使用貸借の案件です。借主は法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第15号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
--	--

議長

委員

議長

<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第 5、議案第 16 号、「農地法第 4 条の規定による許可について」の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可について」の提案説明申し上げます。農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。転用者と転用する土地の所有者が同一者若しくは同一の経営体に属する親族から承諾を受けている場合は、農地法第 4 条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第 4 条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は、                    地区での従業員住宅建設の 1 件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農振法第 4 条の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>従業員住宅の建設による案件で申請人は、                    であります。所在、地番につきましては、                    、登記簿・現況地目は、何れも畑、農振につきましては、農用地であるため、農用地除外の手続きを行っております。面積は、                    m<sup>2</sup>のうち、                    m<sup>2</sup>、転用の時期につきましては、許可の日から永年間、工期は、許可の日から、令和 4 年 12 月 31 日であります</p> <p>現地調査につきましては、4 月 25 日に第 1 班 金曾班長以下 4 名により実施しております。</p> <p>また、別紙に、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>なお、申請番号 1 番の案件につきましては、申請面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えないため、北海道農業会議への意見聴取はありませんが、農振法の許可が 6 月に予</p>

	<p>定しておりますので、本許可につきましても同じ6月を予定しております。</p> <p>本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。</p>
金曾委員	<p>第1班班長、金曾浩文 委員から報告願います。</p> <p>新たに、従業員住宅を建設する案件です。既存の宅地では狭く、他の代替地もないことを、現地調査で確認しました。</p> <p>本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p>
議長	<p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第16号、「農地法第4条の規定による許可について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第17号、「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番及び2番の件を議題といたします。</p>
瀬尾局長	<p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第17号「農地法第5条の規定による許可について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、</p>

農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。

転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることになります。

今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は2件でございます。

内容は給水施設建設で建築物はポンプ新設のため、所有権移転による転用1件と、乾草庫の建設のため、使用貸借による転用が1件となっております。

つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。

申請番号1番

給水施設建設による所有権移転の案件です。

所在、地番につきましては、他 筆、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は、 $m^2$ のうち  $m^2$  あります。

譲渡人は、氏、譲受人は、  
、転用の時期につきましては許可の日から令和4年12月31日までであります。

申請番号2番

乾草庫建設による使用貸借の案件です。

所在、地番につきましては、  
、登記簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地であり、面積につきましては  $m^2$ のうち  $m^2$  あります。

貸主につきましては、氏、借主につきましては、  
、転用の時期につきましては、許可の日から永年間であります。工期は許可の日から令和4年10月31日までであります。

議長  
豊吉主幹

<p>議長</p>	<p>申請番号 1 番・2 番の現地調査につきましては、4 月 25 日に、第 1 班 金曾班長 以下委員 6 名により実施しております。</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号 1 番・2 番につきましては、申請面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となりますが、1 番につきましては、農振法の許可が 6 月に予定しておりますので、本許可につきましても同じ 6 月を予定しております。本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p>
<p>金曾委員</p>	<p>次に、調査班より調査報告を求めます。第 1 班班長、金曾浩文 委員から報告願います。</p> <p>申請番号 1 番に関しましては、給水施設を建設する案件です。</p> <p>既存にある給水施設の敷地では狭く、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。</p> <p>過去にも、同様な案件で許可を出した経緯も踏まえて、今回も、班では許可すべきと判断いたしました。</p> <p>申請番号 2 番に関しましては、乾草庫を建設する案件です。</p> <p>今の、農業用施設用地では乾草庫を建設するには狭く、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。</p> <p>本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可すべきと判断いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>ご審議の程、よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>( 質疑なし )</p>

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 17 号、「農地法第 5 条の規定による許可について」申請番号 1 番及び 2 番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

議長

日程第 7、議案第 18 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 1 番から 9 番の件を議題といたします。提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条には、市町村が作成した農地利利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。

今回ご審議頂きます申請は 9 件でございます。内訳は、農地保有合理化事業の賃貸借が 1 件、賃貸借の新規が 1 件、更新 1 件、使用貸借の更新が 6 件となっております。

つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは申請番号 1 番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。

申請番号 1 番から 3 番につきましては、賃貸借権の案件となります。

申請番号 1 番

所在、地番につきましては、他 筆であります。登記簿・現況

	<p>地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は            m<sup>2</sup>であります。貸主は、  、借主は、           、           、 経営面積は            m<sup>2</sup>であり、当地における賃借料  は、年額            円 10a 当り            円、期間は、令和 4 年 4 月 2 8 日から令和  9 年 1 月 2 7 日の 5 年であります。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。  内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号 1 番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社  の買い受けのため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
片岡委員	<p>先ほど議案に出ました、            の 3 条申請の借入面積と今回の公社から賃貸  借する面積が違うのですがどういうことでしょうか。</p>
豊吉主幹	<p>3 条申請の            氏の面積は、            氏が他に借入している面積で、今回公  社の面積は、            が公社と賃貸借する面積となっております。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>( 質疑なし )</p>
	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 8 号、「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農  用地利用集積計画の決定について」申請番号 1 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なし )</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
豊吉主幹	<p>次に、申請番号 2 番から 3 番の内容について、事務局より説明を求めます  申請番号 2 番  所在、地番につきましては、            他            筆であります。</p>

	<p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は <math>m^2</math> であります。貸主は、 氏、借主は、 、経営面積は <math>m^2</math> であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 3 0 日の 5 年であります。本地区の担当員は金曾委員となっております。</p> <p>申請番号 3 番</p> <p>所在、地番につきましては、 他 筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は <math>m^2</math> のうち <math>m^2</math> であります。貸主は、 氏、借主は、 、経営面積は <math>m^2</math> であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 3 0 日の 5 年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p>
議長	<p>次に、地区担当委員より地域調整報告を求めます。申請番号 2 番について、地区担当 委員より報告願います。</p> <p>申請番号 2 番につきましては、農用地利用集積の申出があったため、地区に周知し、 としました。賃貸借期間は、5 年とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>なお、申請番号 3 番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 8 号、「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農</p>

	<p>用地利用集積計画の決定について」申請番号 2 番から 3 番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
瀬尾局長	<p>次の案件につきましては、 が農委法第三十一条の対象となりますので、本案件の議事進行については、 にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。</p>
原口代理	<p>再開致します。</p> <p>が、農委法第 3 1 条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行を変わります。</p> <p>それでは、申請番号 4 番の件を議題といたします。内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号 4 番から 8 番につきましては、使用貸借権の案件となります。</p> <p>申請番号 4 番 所在、地番につきましては、 他 筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m<sup>2</sup>であります。貸主は、 氏、借主は、 、経営面積は m<sup>2</sup>であり、期間は、令和 4 年 5 月 1 日から令和 1 4 年 4 月 3 0 日の 1 0 年であります。</p>
原口代理	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号 4 番については、使用貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>

竹内委員	<p>氏の使用貸借が10年となって、更新となっておりますが、これは新規ではないのか。</p>
豊吉主幹	<p>過去に、氏とと。3条の10年間で使用貸借契約を結んでいましたが、途中、氏が1年間借りたため、一旦合意解約を行いました。今回、また氏との間に使用貸借の契約を行ったため新規ではなく継続ということにいたしました。</p>
原口代理	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第18号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>再開致します。</p> <p>次に、申請番号5番の審議にあたり、委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>再開致します。</p> <p>それでは、申請番号5番の内容について、事務局より説明を求めます</p>



<p>豊吉主幹</p>	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>再開致します。</p> <p>それでは、申請番号 6 番の内容について、事務局より説明を求めます 申請番号 6 番 所在、地番につきましては、                      他 1 筆であります。登記簿・現況地目 は何れも畑、農振は農用地であり、面積は                      m<sup>2</sup>であります。貸主は、                       氏、借主は、                      、経営面積は                      m<sup>2</sup>であり、期間は、令和 4 年 5 月 1 日から令和 1 2 年 6 月 3 0 日の 8 年 2 カ月であります。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号 6 番については、使用貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>( 質疑なし )</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 8 号、「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 6 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なし )</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>



地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m<sup>2</sup>であります。貸主は、  
氏、借主は、 氏、経営面積は m<sup>2</sup>であり、期間は、令和  
4年5月1日から令和5年4月30日の1年であります。

申請番号9番

所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は何れも  
畑、農振は農用地であり、面積は m<sup>2</sup>であります。貸主は、 氏、  
借主は、 氏、経営面積は m<sup>2</sup>であり、期間は、令和4年5月1日か  
ら令和5年4月30日の1年であります。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号8番から9番については、使用貸借の更新のため、地域調整  
報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第18号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農  
用地利用集積計画の決定について」申請番号8番から9番の件を採決いたしま  
す。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

議長

瀬尾局長	次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。
議長	次回の総会につきましては、5月25日水曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
瀬尾局長	以上をもって、第21回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。 ご起立願います。礼をかわします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和4年4月28日

会 長

委員( 10 番)

委員( 11 番)